

○三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

平成28年4月1日

施行

(設置)

第1条 医療、介護その他様々な地域資源の連携により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送ることのできるまちづくりを推進するため、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在宅療養を支える関係機関相互の連携及び医療と介護との連携に関すること。
- (2) 在宅療養の推進に係る市の施策及び事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、在宅療養の推進に関すること。

(構成等)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって構成する。

- (1) 地域医療に係る関係団体等の構成員
- (2) 介護保険に係る関係団体等の構成員
- (3) 社会福祉に係る関係団体等の構成員
- (4) 学識経験者
- (5) 地域包括支援センターの職員
- (6) 三鷹市福祉Laboどんぐり山の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、在宅医療及び介護の連携の推進に係る個別の課題について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

(個人情報)

第8条 協議会の関係者は、協議会で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月16日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月12日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第3条第1項の規定による協議会の委員の委嘱に係る手続その他必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。